

## 自転車による交通事故の防止策のさらなる徹底と事故に対応し得る公的保険制度の創設を求める意見書

自転車は子どもから高齢者までが利用できる身近な乗り物であり、環境保全や健康増進にも寄与するすぐれた交通手段である。これらのことから、今後将来に向けて自転車利用の一層の促進が求められるところであるが、一方で自転車による交通事故は減少傾向にあるものの、全交通事故件数に占める割合は年々増加している。特に、東京都内では毎年1万件を超える事故件数があり、そのうち死者が40人を超え、大きな社会問題となっている。

また、自転車運転中に交通事故を起こし加害者となった場合、1億円近い賠償金の支払いを下された判決もあり、万が一自転車運転中に交通事故を起こした場合に被害者・加害者の双方の立場に立った補償対策を講じる必要がある。

自転車による交通事故をなくすためには、第1に、自転車の構造的安全性の確立、第2に、自転車走行環境の推進、第3に、自転車走行に対する交通規制や利用者のマナーの徹底などが必要とされている。

まず、自転車の構造的安全性の確立については、安価な輸入自転車もBAA（自転車協会認証）を適用させる必要がある。また、自転車走行環境の推進については、国や自治体による自転車道や自転車レーンの設置・延伸や駐輪スペースの確保、バイクスクル・ツーリズム機運の高揚が必要である。

さらに、自転車走行に対する交通規制やマナーの徹底については、改正道路交通法の適用を徹底し、違法改造や無灯火・2人乗り・ながら運転や飲酒運転などを厳しく取り締まるとともに利用者みずからの安全運転への自覚・実践が何よりも必要である。

前述のとおり、我が国では全交通事故件数における自転車による交通事故件数の割合は年々増加しており、そのうち不幸にも死亡や重度の後遺症をもたらすケースも少なくない。したがって自転車による交通事故を防ぐ取り組みを行うとともに、万が一自転車による交通事故が発生した場合に対応し得る保険制度の創設が急務である。

現在は自転車利用者が任意の民間保険に加入するにとどまり、無保険のまま自転車走行を行うケースも少なくない。このような現状は被害者のみならず、加害者までも窮地に追い込む危険性があり、国などにより自転車利用者が漏れなく保険加入できる制度の創設が求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、自転車による交通事故の防止策のさらなる徹底と事故に対応し得る公的保険制度の創設を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月21日

三鷹市議会議長 後藤 貴 光